

# 記帳確認を受けましょう！



- ◇ 自己の事業経営に役立ちます。
- ◇ 正しい決算、申告の準備ができます。
- ◇ 青色申告特別控除 65 万円の適用を受けられる記帳であるか分かります。
- ◇ 消費税課税事業者として正しい記帳であるか分かります。

「記帳」は誰のためでなく、青色申告者であるあなた自身のためのものであります。  
自らの経営と生活を守るためにも必ず「記帳確認」を受けるようにしましょう。

## 「記帳確認」出席のおすすめ

一般社団法人 大和青色申告会  
会長 吉川 精一

平素は、会活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の所得税は、私達「納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税をする」という申告納税制度を採用しています。つまり、自分で儲けを計算して、それに基づいて税金を計算し、納税するという制度です。

そして、1年間の所得金額を正しく計算するためには、収入金額や必要経費に関して、日々の取引の状況を帳簿に記録して、取引に伴って自分が作成した書類や受取った書類とともに保存しておく必要があります。

特に、本年は10月から消費税率が引き上げられると同時に軽減税率制度が導入されております。これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や日々の記帳においても税率ごとに区分記載することが必要になります。

「記帳確認指導会」にご出席いただくことによって、帳簿等が正しく記帳できているかを確認することができ、翌年の確定申告書等の作成をスムーズに行うことができます。また、疑問に思っていることを質問することもできます。

会員の皆様におかれましては、是非とも「記帳確認指導会」にご出席いただいて、質問方々記帳の確認を受けていただきたいと思います。

また、令和2年分から現行65万円の青色申告特別控除が55万円に引き下げられます。ただし、e-Taxで申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を行えば、控除額は65万円のままです。65万円の青色特別控除を受けるためにも、まずは、e-Tax送信に必要なマイナンバーカードの取得をしていただき、e-Taxのご利用をお願いしたいと思います。

- ◆ 税理士に依頼している方は、下の税理士関与連絡票をご記入いただき、11月末までに支部役員または事務局へご提出ください。連絡票提出によって記帳確認済といたします。

-----キ リ ト リ 線-----

税理士関与連絡票		(令和元年度)	
会 員 名		支 部	
住 所		電 話	
税理士名			
税理士住所			

## ◆◆ 記帳確認 及び 個別相談・指導会 日程 ◆◆

11月11日から11月29日まで、下記日程により『記帳確認』・『個別相談・指導会』を開催いたします。

予約  
不要

日程表 時間は10:00時～15:00時です。(事務局のみ9:00～15:00)

※12時から13時は休憩とさせていただきます。  
※状況により早めに開始する場合がございます。

方面	月 日	会 場	所 在 地
全体	11月11日(月) ～11月29日(金)	事務局 (土、日曜日・祝祭日は除く)	大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F
大和	11月12日(火)	南林間自治会連合会会館	大和市南林間1-17-15 2階
	◎11月15日(金)	〃	今年度は「大和市勤労福祉会館」では ございませんのでご注意ください。
	11月19日(火)	〃	
	11月25日(月)	〃	
	11月28日(木)	〃	
	◎11月12日(火)	渋谷学習センター	
	11月22日(金)	大和市生涯学習センター	〃 大和南1-8-1 シリウス 6階
11月29日(金)	渋谷学習センター	〃 渋谷5-22 IKOZA 3階	
座間	11月13日(水)	座間市立総合福祉センター	座間市緑ヶ丘1-2-1
	◎11月18日(月)	〃	〃
	11月19日(火)	北地区文化センター	〃 相模が丘5-30-4
	11月27日(水)	座間市立総合福祉センター	〃 緑ヶ丘1-2-1
	11月29日(金)	〃	〃
海老名	11月13日(水)	海老名市立総合福祉会館	海老名市めぐみ町6-3
	11月18日(月)	J Aさがみ 有馬支店	〃 中河内1154
	◎11月21日(木)	海老名市立総合福祉会館	〃 めぐみ町6-3
	11月26日(火)	〃	〃
	11月28日(木)	〃	〃
綾瀬	11月15日(金)	綾瀬市役所会議室	綾瀬市早川550
	◎11月20日(水)	〃	〃
	11月25日(月)	〃	〃

※ 記帳確認を受ける際には、新規開業の場合を除き、**6か月以上の記帳をお願いします。**

※ ◎印は、東京地方税理士会 大和支部 所属税理士の出張日です。税務相談のある方はこの機会をご利用ください。

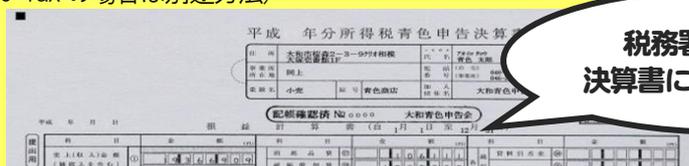
※ 当日は、現金出納帳・経費帳・固定資産台帳・棚卸表・源泉徴収簿などのほか、ご自身で特に備えつけている帳簿をご持参ください。また、**会計ソフト等で記帳されている方は、現金出納帳(現金勘定)、月別合計残高試算表(1月～入力済の月まで)を印刷してご持参ください。**

※ 記帳確認を受けた方には「記帳確認済証明 発行券」を交付いたします。

※ 確定申告の際に「記帳確認済証明 発行券」をご持参いただくと、決算書に「記帳確認済」であることを証明いたします。(e-Tax の場合は別途方法)



**注意**



税務署へ提出する  
決算書に証明いたします

新年早々に予約の電話をしなくてもいいのね!

**限定!**

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の**会員様**で記帳確認を受けた方は、その場で**決算・申告相談指導会**(1月～2月)の**優先予約**ができます。また、法令で定めるシステム要件を満たしているブルーリターンAをご利用の方は、**電子帳簿保存の承認申請書のご提出**をおすすめします。(要印鑑)

事前にマイナンバーカードを取得していただき、**e-Tax**の本人送信にご協力下さい。



お問い合わせは



一般社団法人 大和青色申告会

大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F  
TEL 046-262-5111 FAX 046-262-5113



大和青色申告会  
ホームページ